

第3回定例農業委員会総会議事録

- 開催日時 平成30年3月28日(水) 9時33分～10時01分
- 開催場所 門川町役場 2階会議室
- 出席委員 (10人)
 - 会長 1番 米良 成志
 - 副会長 10番 金丸 幸子
 - 委員 2番 児玉 道治 3番 新門 剛 4番 新田 利彦 5番 染田 良作
6番 川崎 正義 7番 黒木 稔 8番 安田 初美 9番 藤本 寿弘
- 欠席委員 (0人)
- 欠員委員 (0人)
- 議事日程
 - 報告第5号 農地法第3条の3(相続等による権利移動)の件について
 - 報告第6号 農地の所有権移転及び転用届出の件について
 - 議案第7号 農地の所有権移転の件について
 - 議案第8号 現況証明(非農地証明書)の発行の件について
 - 議案第9号 基盤強化法第19条による農地中間管理権の(農用地利用集積計画の広告)の取得について

7. 会議の概要

開会 事務局	それでは姿勢を正してください、ただいまより第3回定例農業委員会総会を開会したいと思います。 一同礼。 米良会長の方より挨拶をお願いします。
会長	改めましておはようございます、異動の時期が参りまして、役場内も相当数の移動があったようです。 現在の農業委員会係長にはまだまだ農業委員会のお世話をしてもらいたかったのですが、異動ということですから。一生懸命やってくれたので、県下でも有数の農業委員会とされているようです。4年間も農業委員会に努めてくれたので、新しいところでまた勉強を、ということで卒業になります。今後みなさんといろいろなところで合われると思いますがよろしくをお願いします。 そういったところで、農業の方も早期水稻が始まるころで、皆さん方も忙しい時期であります、今年は彼岸になって桜が例年より早く咲いて、雨も降らない、また変な気候になるのではと思っています。 いよいよ30年度になりまして、話があっていたように視察研修も10月頃に実施をしたいと思っておりますし、それはのちほど協議をしたいと思っております。 今日の案件は5件であります、よろしくをお願いします。
事務局	ありがとうございます、それでは早速議案に移りたいと思っております。 なお議長につきましては米良会長が務められます。 よろしくお願ひいたします。
議長	今日は15名全員出席であります。 議事録署名員は9番と10番委員にお願いします。

早速議題に入ります。
報告第5号農地法第3条の3相続等による権利移動の件についてを議題とします。
事務局の説明をお願いします。

局長

はい。
2ページをお願いします。
報告第5号農地法第3条の3相続等による権利移動の件でございます。
次のとおり受理したことを報告する。
これにつきましては記載のとおり1件の7筆になります。
場所につきましては次のページをご覧ください。
3ページをお願いします、小松地区と大内原地区の間の農地3筆です。
4ページが、大字門川尾末の分です、五十鈴小学校付近の農地になります。
5ページお願いします、中須のところになりますが、詳細は記載のとおりです。
以上です。

議長

はい、説明は終わりました。
相続等による権利移動で報告案件でありますので、それぞれ委員のみなさんは把握をお願いします。
次の議案に移ります。
報告第6号農地の所有権移転及び転用の届出の件についてを議題とします。
事務局の説明をお願いします。

局長

はい、6ページをお願いします。
報告第6号農地法第5条委員会への届出の件です。
次のとおり、受理したことを報告する。
記載のとおり3件の3筆でございます。
場所につきましては次のページをお願いします。
番号1、2、3ともAコープ門川店近くの農地になります。
以上です。

議長

説明は終わりました。
報告議案でありますので、それぞれ把握をしておいてください。
次の議案に移ります議案第7号農地の所有権移転の件についてを議題とします。
事務局の説明をお願いします。

局長

はい、8ページをお願いします。
議案第7号農地法第3条農業委員会の審議の分でございます。
次のとおり、許可申請があったので審議を求める。
記載のとおり2件の7筆でございます。
場所につきましては次のページです。
9ページ、番号1の分が、大字門川尾末の城屋敷地区の八坂神社付近の農地です。
10ページ、番号2の分が、上井野地区の小切畑集落の潜水橋を渡った山手の方の農地になります。
11ページ、前のページからさらに山手の方に行ったところの農地になります。
12ページ、柳崎というところで津久良井堰の向い側の農地になります。
13ページ、先ほどの小切畑集落の向い側の上水流というところの農地になります。
以上でございます。

議長

はい、説明は終わりました。
申請番号順に審議をしたいと思っております。

白木推進委員	<p>まず推進委員の説明を求めます、白木推進委員。</p> <p>推進委員の白木でございます。 ただいまの案件について、説明させていただきます。 地域としては、国道388号線沿いの城屋敷地区の小園よりに八坂神社がありますがその東側の農地になります。所有者の方は他の市町村から帰ってきた方で、譲受人は自分が購入して使いたいということで申請をしているようです。 23日に現地確認を行いまして、事務局職員と二人で別に問題はないですねということになりました。 以上。</p>
議長	事務局の補足はありますか。
事務局	<p>白木委員から説明がありましたが、譲受人の自宅の畑で、双方の話がまとまったようです。譲受人に関しては地域で農業もされており、法令等の欠格事項もありませんので問題ないかと思えます。 以上です。</p>
議長	<p>説明は終わりました。 特にご意見はございませんか。 特に問題はないようでありますので、この件について賛成の方、挙手願います。 全員賛成であります。 申請番号2番の件について審議を行います。 松本推進委員お願いします。</p>
松本推進委員	<p>推進委員の松本です。 局長説明の補足をさせていただきます。 6筆の申請があつています、譲渡人は高齢で病弱であるため農業自体は7～8年前に辞めています。現状は病院通いで農業は全くできないとのことでした。 そして、譲受人は津久良橋から見たときに、川向こうの柳崎という場所の土地を2～3年前から購入している方です。その関係で、譲渡人の土地の名義が祖父だったのですが手を尽くして、登記を直したということです。 この前、事務局職員と現地を確認しまして、譲受人が購入してもさほど周囲に迷惑をかけないと2人で判断したようなわけでありました。 ということで皆さんのご審議を経ようと思っております。 以上です。</p>
議長	<p>はい、説明は終わりました。 事務局は補足はありますか。</p>
事務局	<p>事務局です、松本委員から説明がありましたが、譲受人さんに関してはこの地区で農地を集められている方になります。これからいろいろな作付等を計画されているようですので、農地の経営面積を見ていただければ分かりますが、農地法上の欠格事項はありません。 また、お互いに話し合っ合意を得ておりますので、紛争などはないと思われまます。 ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>はい、特にご意見はございませんか。 相続に関しては完全に終わったということですか。</p>

事務局	はい。
議長	<p>特に問題はないようではありますが、この件について賛成の方は挙手願います。</p> <p>はい、全員賛成であります。</p> <p>次の議題に入ります。</p> <p>議案第8号基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
局長	<p>はい、14ページをお願いします。</p> <p>議案第8号基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の広告）の分でございます。</p> <p>次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求める。</p> <p>この件につきましては、1件の4筆でございます。</p> <p>場所につきましては、次のページをお願いします。</p> <p>15ページ、上井野地区の更生橋よりも上流の水田です。</p> <p>16ページ、さらに上流の農地になります。</p> <p>その一帯の4筆の農地になります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>説明は終わりました。</p> <p>松本推進委員のご意見を伺います。</p>
松本推進委員	<p>推進委員の松本でございます。</p> <p>局長説明の補足をさせていただきます。</p> <p>場所は、神舞水流というところで更生橋を渡って、神舞集落の道筋の田でございます。</p> <p>ここは農振地域でございます。区画整理がなされている田でございます。</p> <p>譲渡人は、高齢のため農業の規模を縮小したいということです。</p> <p>譲受人は、この近くの田畑を2～3町耕作されている現役の方です。</p> <p>というわけで、田になっているところの真ん中を荒らしても、人に迷惑をかけるということで、田畑の条件もよく譲受人が耕作しますということで、お互いに納得しましてそういうことが成立したわけでございます。</p> <p>これから高齢者が田畑を手放すことが多くなると思われそうですが、今回は条件の良い田畑だったので耕作者が見つかったという状況で、ほかの狭い土地などは草が生い茂っているような状況でなかなか耕作人も見つからないのではと感じます。</p> <p>以上です。</p>
議長	事務局は補足がありますか。
事務局	<p>はい、今回の案件につきましては農地中間管理機構に譲渡人さんから一度お渡しをして農地中間管理機構から、譲受人さんに又貸しをするような状況になっています。</p> <p>ですので、今回は基盤強化法の農地中間管理権の取得ということになっています。</p> <p>なお、こちら一帯の地区に関しては中間管理事業を入れていこうという動きになっておりまして、その一環として今回の農地利用集積計画の報告になってきております。</p> <p>議案書の方に農地中間管理機構は出てきておりませんが、実態としてはそのような形になっております。</p>
議長	<p>はい、この件について他の委員の皆さんご意見はありませんか。</p> <p>特に問題はないようであります。</p> <p>この件につきまして賛成の方、挙手願います。</p> <p>はい、全員賛成であります。</p> <p>次の議案に移ります。</p> <p>議案第9号現況証明非農地証明書の発行についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>

局長 はい、17ページをお願いします。
議案第9号現況証明。
次のとおり、現況証明願いがあつたので審議を求める。
記載のとおり、1件の2筆でございます。
場所につきましては、18ページをお願いします。
18ページ、庵川西地区の東白杵畜連への上がり口、2筆になります。
以上です。

議長 はい、説明は終わりました。
朝倉推進委員のご意見を伺います。

朝倉推進委員 はい、推進委員の朝倉です。
この件について場所はいま説明のあつたとおり、畜連に上がるところの一带です。
道路をはさんで山側の方、もともとは田んぼだったところですが、もう地区全体が荒地にな
っていて、非農地証明をするには何ら問題ないと思います。
詳細は事務局の方から説明があります。

議長 事務局説明を。

事務局 はい、いま朝倉委員から説明のあつたように、場所につきましては東白杵畜連の下にござ
います。
こちらの農地は道路を挟んで東側は市街化区域になっております。ちょうど、市街化区域と
市街化調整区域の境目の農地になっています。
したがって周りは宅地化されており、周辺に耕作している農地はございません。
なので地目を変更しても、周囲の農地に何ら影響などはございませんし、周囲は宅地です
ので何ら問題はないかと思ひます。
以上です。

議長 はい、他の委員はご意見ございませんか。
説明のとおり、何ら問題はないようですが。
ご意見もないようでありますので、この件につきまして賛成の方、挙手願ひます。
はい、全員賛成であります。
議案につきましては以上であります。

事務局 それでは、姿勢を正してください。
以上をもちまして第3回定例農業委員会総会を閉会したいと思います。
一同礼。

平成30年3月28日

議事録署名人

9番委員

藤本寿弘

10番委員

金丸芽子